独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院における
入院時使用物品レンタル・提供システムの公募の公示について

独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院では、患者サービスの向上を図るため、入院時使用物品レンタル・提供システムの運営者（以下「運営者」という。）を公募いたしますので、希望する方は、次のとおり業務提案書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和８年１１月１６日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院
院　長　小池　雅彦

１　事業概要

（１）事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院
入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業

（２）運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、患者のための入院セットのレンタルを実施する。

（３）貸付運営期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日　（３年間）
本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新は別途協議とする。

２　参加資格、選定基準及び評価基準

（１）業務提案書及び見積書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

①独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第４条第４項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

②契約事務細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第５条　経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一　契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に揚げる者

③契約事務細則第６条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第６条　経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

２　経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

３　第１項の期間その他必要な事項は、別に定める。

④独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第２条の各号に該当しない者であること。

⑤厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」または「Ｄ」等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑥感染対策の観点から、医療関連サービス振興会が発行する医療関連サービスマーク認定（寝具類洗濯業務）を有する工場にて洗濯すること。

⑦個人情報保護の観点から、日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度付与事業者であること。

⑧北海道内200床以上の病院で同様のレンタルサービス業務実績を１年以上継続している者であること。

⑨有事の際に補償が出来る様、賠償責任保険に加入していること。

⑩資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去２年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

（２）業務提案書及び見積書を特定するための評価基準

①評価者

業務提案書の評価者は、経理責任者である院長が当病院に所属する職員の中から指名する。

②選定

業務提案書の内容について、評価項目に従い総合評価を行う。（但し、項目により点数が異なる。）運営者の決定については、評価及び見積価格を点数化し合計点が最も高い者を第一交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づき交渉順位を付するものとし、最高価格で入札した者を第一交渉権者とする。

（３）評価内容

説明書配布時に業務提案書評価基準表を添付する。

（４）選定後の手続き

第一交渉権者として選定された提出者は、詳細な業務使用について当院と協議を行う。協議が整わず、契約できる見込みがないときは、第二交渉権者と契約に向けて協議をする。

３　契約条項を示す場所

〒００４－８６１８　札幌市厚別区厚別中央２条６丁目２番１号

独立行政法人地域医療機能推進機構 札幌北辰病院　事務部経理課契約係　岸本

℡０１１－８９３－３０００（代表）

４　参加手続きの場所及び日時

（１）業務提案書及び見積書の提出場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

上記３に同じ。

（２）募集要項等の交付方法

本公示から令和８年１２月１７日（木）までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記３の交付場所にて交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く１０時００分から１７時００分まで）

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送（郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）にて交付を行うので、上記３まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

（３）応募申込書類並びに、業務提案書及び見積書の受領期限

令和８年１２月１８日（金）１２時００分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

（４）見積書の開封日時及び場所

令和８年１２月２４日（木）１０時００分 ２階講義室

６　その他

（１）虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は業務提案書及び見積書は、無効

（２）契約書作成の要否・・・・・要（定期建物賃貸借契約による）

（３）業務提案書のヒアリング・・・・・必要に応じて実施

（４）関連情報を入手するための窓口・・・・・上記３に同じ

（５）詳細は、募集要項による